

0、なぜ憲法を勉強するのか

0、自己紹介

緊急時の連絡先 099 - 285 - 8857（鹿児島大学の研究室）

メール宛先 oguri@leh.kagoshima-u.ac.jp

H P = <http://law.leh.kagoshima-u.ac.jp/staff/OGURI/OGURI.HTM>

1、教員を目指すみなさんにとっての憲法

教育職員免許法施行規則66条の6 「必修科目」に指定されている。

なぜ？

教育に関する法律 学校教育法

私立学校法

社会教育法

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

教育公務員特例法 など多数ある。

教育に関する基本原則を定めた法 教育基本法（1947年3月31日制定）

前文

「われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。

われらは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない。

ここに、日本国憲法に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するため、この法律を制定する。」

第1条 教育の目的

第2条 教育の方針

第3条 教育の機会均等

第4条 義務教育

第5条 男女共学

第6条 学校教育

第7条 社会教育

第8条 政治教育

第9条 宗教教育

第10条 教育行政

(教科書の巻末資料に掲載してあるので、いちど読んでみてください)

こどもの権利について定めた条約 児童憲章(1951年5月5日)

「われらは、日本国憲法の本質にしたいがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。」

世界人権宣言(1948年国連総会で採択)

国際人権規約(社会権規約・自由権規約)(1979年8月4日批准)

児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)(1994年5月16日批准)

これらの法律や条約の基本的な原則を定めているのが「日本国憲法」

3、普通の市民にとって憲法のもつ意味

人権(人間として生きるにあたっての欠くことのできない価値・利益=人格的価値)を保障している。

では、この「人間として生きるにあたっての欠くことのできない価値・利益」とはいったいどんなものか、考えてごらんください。まずは・・・。

国家(国や地方自治体などの公権力)も私的な団体(民間会社、私立学校、私的な団体など)も人権を侵害してはならない。

国の民主的なしくみ、平和主義原則はこの人権を確保するための手段

1、憲法とはなにか

1、憲法の特質

最高法規としての日本国憲法

憲法98条 = 憲法に反する法律、命令、その他、国務に関する行為は無効である。

国会は憲法に違反する法律を制定してはならないし、政府は憲法に違反する行政を行ってはならない。

憲法81条 = 裁判所は違憲法令審査権をもつ。

法律が憲法に反して違憲無効とされた事例（尊属殺人重罰規定事件、薬事法距離制限事件、公職選挙法別表（議員定数）事件、森林法共有制限規定事件、郵便法賠償規定事件）

公権力を制限する法としての憲法

憲法のなりたち

16～17世紀の欧米諸国における近代市民革命をつうじて、近代憲法が歴史的につくりだされた。= 政府が守るべき「約束ごと」

人権および民主的な統治機構を基礎づける法としての憲法

フランス人権宣言第16条「権利の保障が確保されず、権力の分立が規定されないすべての社会は、憲法をもつものではない」

2、日本国憲法の構成

前文

第1章 天皇

第2章 戦争の放棄

第3章 国民の権利及び義務

第4章 国会

- 第5章 内閣
- 第6章 司法
- 第7章 財政
- 第8章 地方自治
- 第9章 憲法改正
- 第10章 最高法規

3, 日本国憲法のうまれ

1946年11月3日公布(大日本帝国憲法の改正手続きにしたがって制定された)

1947年5月3日施行

1945年8月14日 ポツダム宣言受諾(翌日15日敗戦の天皇の「玉音」放送)

1945年末 政府内に「憲法問題調査委員会」設置

1946年2月 委員会は「憲法改正案」を作成。しかし、

1946年2月13日 GHQ(連合国軍総司令部)は日本政府の案を拒否し、みずからの改正案を提示

1946年3月6日「憲法改正要綱」発表(基本的にはGHQ案をのんで起草されたが、各所に日本政府の「抵抗」のあと=例、主権原理のあいまい化=が残る)

その後、「第90帝国議会」(注意!)で審議され、天皇の裁可を経て、制定された。

なにゆえに、こういう経過をたどることになったのか

- その分析
- (1) 日本政府の後進性
 - (2) GHQの戦略(天皇制の存置と象徴天皇化)
 - (3) 当時の国際的な政治状況「日本はほかの国からどうみられていたのか」
 - (4) 庶民はどうだったのか 「憲法よりメシだ!」